

肺炎球菌ワクチンについて

令和8年4月1日より、65歳時の定期接種で使用するワクチンが変更になるため、接種方法や、自己負担金などが変更になります。

4月1日より使用するワクチン:プレベナー20

○新ワクチン(プレベナー20)の特徴

これまでのニューモバックスと比較して、免疫が長続きし、より高い予防効果が期待できる結合型ワクチンです。原則として生涯に1回の接種で完了します。

(※過去にニューモバックスを接種した方も、プレベナー20の接種は可能です。ただし、前回の接種から1年以上経過している必要があります。)

○接種方法の違い

これまでのニューモバックス → 皮下注射

4月1日より使用のプレベナー20 → 筋肉注射

○高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種の対象者

(1)65歳の方

(2)60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器または免疫の機能障害などにより、身体障害者手帳1級相当の方

※令和8年4月1日からは、過去にニューモバックスまたはプレベナー20を接種した方は対象者から除外されます。

(予診票は、65歳の誕生日の前月末頃に、区から発送されます。)

○自己負担金

葛飾区にお住まいの方で、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種の対象の方 → 5,500円

(なお、4,000円と記載の予防接種予診票をお持ちの方も、4月以降は5,500円となりますのでご注意ください)

※生活保護を受けている方、中国残留邦人等の支援給付を受けている方は、自己負担が免除になります。

ただし、自己負担金は、お住まいの区によって変わります。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。

☆自費での接種を希望の方は、プレベナー20は12,000円となります。

ニューモバックス(令和7年度まで定期接種で使用するワクチン)をご希望の方は7,500円となります。

○予約について

- ・ 当院の接種はすべて予約制です。
- ・ 予約は電話及び直接来院どちらでも承っております。
- ・ 予約の際にはお手元に今回の予診票をご用意ください。
- ・ 当院は他のワクチンとの同時接種は行いません。
- ・ 足立区など東京都23区内にお住まいの方の接種も可能です。
- ・ 当院のかかりつけでない方の接種も行っております。